三重県議会

福祉用具給付制限に反対決議

請願者の中川敬史さん

三重県議会は3月22日、2月定例月会議において「介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与・住宅改修の継続を求める請願書」を採択し、地方自治法に基づき、安倍晋三首相や衆参両議長らに意見書を提出することを決めた。

意見書は、中村進一三重県議会議長名で政府に提出される。その内容は、18年介護保険改正に向けて軽度者（要介護2以下）の福祉用具サービスの原則自己負担化が提案されていることに対して以下のように述べている。

①ケアマネジャーが作成するケアプランに位置づけられた福祉用具サービスは、高齢者の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図る重要な役割を果たしている。

②原則自己負担になると、手すりや歩行器等の利用が減り、転倒骨折などが発生しやすくなり、介護度の重度化を招き、訪問介護等の人的サービスが増大することになりかねない。

③保険給付の抑制という目的に反して、かえって保険給付の増大や介護人材不足に拍車をかけることになりかねないとした。

三重県議会として「今後の超高齢社会に向けて、軽度者向けの福祉用具貸与及び住宅改修の利用については、現行どおり介護保険の保険給付の対象として継続することを強く要望する」とした。地方自治法第99条にもとづき政府に意見書を提出する。

同様な地方議会の動きは、埼玉県の北本市「現行の介護保険制度の維持・充実を求める意見書」（3月18日可決）や新座市「『介護離職ゼロ』実現を求める意見書」（3月28日可決）でもみられ、こうした介護保険給付制限反対の動きは全国に広がる様相を見せている。

「政治家は18年給付制限を知らない」

中川敬史氏（ふくせん・日福協三重県ブロック長）

県議会に請願書を提出したのは、全国福祉用具専門相談員協会（ふくせん）と日本福祉用具供給協会で、ともに三重県ブロック長を務める中川敬史氏（ライフテクノサービス）。日本青年会議所などのツテを頼って、広く政党や会派を超えて、18年改正問題を熱心に訴えて、2月議会での請願書提出にこぎ着いた。

「福祉用具サービスが原則自己負担になると在宅介護が行き届かなくなる。多くの政治家が18年改正の給付制限提言について知らなかったのには驚いた。日頃の人脈を活かして、両協会からもアドバイスを受けた。請願が通り、各会派を回っての説明や請願書づくりに苦労もした甲斐があった」として、中川氏は今後地方から国に向けて同様な反対決議が繰り返されることを願っていると話す。

シルバー産業新聞 2016年5月10日 9面